

瑞穂市審議会等の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、広く市民等の意見を反映させることによって、市政の公正の確保、透明性の向上及び市民参加を促進し、開かれた市政の推進を図るため、審議会等の設置及び運営に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、審議会等とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、設置された附属機関をいう。

(委員の選任)

第3条 審議会等の委員の選任にあたっては、次の事項に留意するものとする。ただし、法令等に別段の定めがあるなど、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

(1) 広く各界各年齢層の中から適切な人材を選任するよう努めるものとする。

(2) 委員の公募制度の積極的な導入を図り、1つの審議会等の委員数(以下「総委員数」という。)の2割以上の委員を目標とする。ただし、公募委員が公募による定数に満たない場合は、他の方法により選任できるものとする。

(3) 女性委員の積極的な登用を推進し、総委員数の概ね3割以上となるよう努めるものとする。

(審議会等の公開)

第4条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合、非公開を明示し、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 会議において、瑞穂市情報公開条例(平成15年瑞穂市条例第8号)第7条の規定に該当する非公開情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるなど会議の目的が達成されないと認められる場合

(会議の運営)

第5条 審議会等の会議の効率的な運営を図るため、次に掲げる事項に留意す

るものとする。

(1) 事前に資料を配布するよう努めること。

(2) 会議において、できる限り活発な議論がかわされるよう資料を提供すること。

(3) 委員からの意見や提言に対し、対応結果を報告すること。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の規定については、平成 20 年 2 月 1 日以降に最初に選任される審議会等から施行する。

附 則

この告示は、平成 20 年 10 月 27 日から施行する。